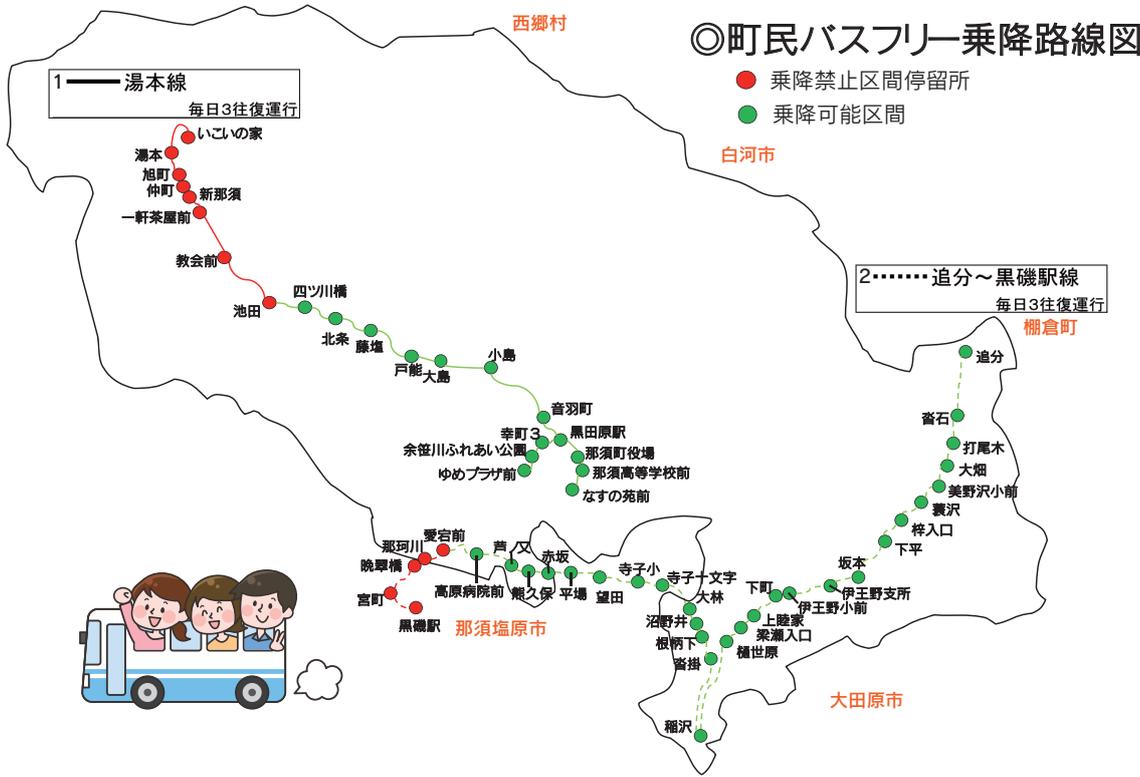


町民バスフリー乗降制の試験運行

7月1日から町民バスの一部区間でフリー乗降制の試験運行を開始します。



- ▼フリー乗降制とは バス停留所以外でも路線上の任意の位置でバスに乗降できる制度です。
- 乗車時 対象区間の乗車側でバスに向かつて手をあげてください。
- 降車時 乗車の際に、運転手に降車する場所（目印になる建物等）を伝えてください。

※安全確保のため、必ず運転手の指示に従ってご利用ください。

▼試験運行期間
7月1日～9月30日

▼対象路線・区間
①湯本線 池田停留所～ゆめプラザ前停留所間
②追分・黒磯駅線 追分停留所～愛宕前停留所間

▼注意事項 運行の安全性を考慮し、交通量の少ない区間で行います。また対象区間でも、次に該当する地点ではフリー乗降を行いません。

- ・カーブ、交差点、坂道、トンネルおよびその周辺地点
- ・道路幅が特に狭い地点
- ・駐停車中の車があつて、バスの停車が不相当と思われる地点
- ・その他運転手が危険と判断した地点

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ ふるさと定住課公共交通係 ☎(7)6955

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農地は限りあるかけがえのない資源であることから、有効に利用したいものです。遊休農地が発生すると、雑木・雑草の繁茂、病虫害の発生、鳥獣害の発生等、環境の悪化につながります。また、農地は一度荒れてしまうと、耕作できる元の状態に戻すのに大変な手間と労力が必要となります。

このことから、農業委員会では農地パトロール(利用状況調査)を年1回実施し、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、さらに農地の違反転用の発生防止について重点的に取り組んでいます。

町では、8月から10月までを農地パトロール(利用状況調査)月間とし、農業委員、農地利用最適化推進委員が班を編成して地域ごとに巡回しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、早めに地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局にご相談ください。



農地法に関する農業委員会総会日・申請締切日の予定

農業委員会の総会で審議する申請書等には、受け付けの締切日があります。申請する方は申請書とその内容について、事前に農業委員会にご相談ください。

- 総会日 8月21日(水)
 - (締切日 7月31日(水))
 - 総会日 9月20日(金)
 - (締切日 8月30日(金))
- ※9月分まで記載。

▼問合せ 農業委員会事務局 ☎(7)6925

